

健感発 0707 第 1 号  
基補発 0707 第 2 号  
令和 2 年 7 月 7 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
労働基準局補償課長

新型コロナウイルス感染症の労災補償のための保健所における  
情報提供等の協力依頼について

医療従事者をはじめとする労働者が、業務により新型コロナウイルス感染症にかかった場合には、労災補償の対象となるところであり、新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについては、令和 2 年 4 月 28 日付け基補発 0428 第 1 号により都道府県労働局労働基準部長あて通知したところです（別添 1 参照）。

医療従事者等の労働者に係る労災請求があった場合には、この取扱い等に基づき感染者に対する労災補償を迅速に行う必要がありますが、労働基準監督署における決定に当たっては、保健所で実施している積極的疫学調査結果（特に推定感染源に係る調査結果）等に係る情報の把握・確認が必要な場合があります。

このため、感染者から労働基準監督署長（以下「署長」という。）に対し労災請求がなされた場合には、署長から保健所長あて下記のとおり情報提供の御依頼をさせていただく場合があります。

なお、当該依頼は、労働者災害補償保険法施行規則第 1 条第 3 項において保険給付に関する事務を署長が行うとされていることに基づき、かつ、本人の同意を得て行うものです。したがって、各自治体の個人情報保護条例において保有個人情報を提供することができることとされている「本人の同意があるとき」に該当することから、個人情報保護上の問題は生じないものとなっています。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、署長から情報提供の依頼があった場合には、各保健所において御協力が得られるよう、特段の御配慮方、よろしくお願ひ申し上げます。

## 記

### 1 情報の提供を依頼する事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかったことを確認した検査の実施日
- (2) 感染源が特定（推定）されているか
- (3) 特定（推定）されている場合、勤務先における感染（同僚、顧客、患者、施設利用者、取引先等からの感染又は勤務での出張中の感染\*）と特定（推定）されているか \* 「出張中の感染」には、出張先での感染のほか、出張のための移動中の感染を含みます。

※ 請求人の感染に係る報道発表資料、行動調査結果その他の参考事項があれば、可能な範囲で御回答をお願いします。また、都道府県労働局・労働基準監督署からの架電調査をさせていただく場合がありますので御協力ください。

### 2 その他

- ・ 情報提供の依頼に際しては、請求人の同意書を添付いたします。
- ・ 具体的な情報提供の依頼については、別添2のひな形によることとしています。